

各 位

会 社 名 リニューアブル・ジャパン株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 眞 邊 勝 仁  
 (コード番号：9522 東証マザーズ)  
 取締役専務執行役員  
 問 合 せ 先 管 理 本 部 長 兼 佐 野 大 祐  
 リスク・コンプライアンス部長  
 (TEL. 03-5510-9086)

## 新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2021年11月17日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 公募による新株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 2,600,000株
- (2) 払 込 金 額 未定(2021年12月6日開催予定の取締役会で決定する。)
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2021年12月14日に決定される予定の引受価額(引受人が当社に払込む金額)に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募 集 方 法 発行価格による一般募集とし、SMBC日興証券株式会社、株式会社SBI証券、みずほ証券株式会社、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び岡三証券株式会社を引受人として、全株式を買取引受けさせる。  
 ただし、発行価格と同時に決定する引受価額が払込金額を下回る場合は、本公募による新株式発行を中止する。  
 なお、本募集株式の一部は、SMBC日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。
- (5) 発 行 価 格 未定(払込金額決定後、払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2021年12月14日に決定する。)

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (6) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (7) 申込期間 2021年12月15日(水曜日)から  
2021年12月20日(月曜日)まで
- (8) 払込期日 2021年12月21日(火曜日)
- (9) 受渡期日 2021年12月22日(水曜日)
- (10) 申込株数単位 100株
- (11) 払込金額その他公募による新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定し、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,971,000株
- (2) 売出人及び売出株式数
- |   |          |
|---|----------|
| No.555, Dong Chuan Road, The second building, Suite 2042 Minhang District, Shanghai 200241, P.R.China<br>Shanghai Alliance Financial Services Co., Ltd. | 550,000株 |
| 中国上海市<br>ヤンパン<br>東京都港区<br>眞邊 勝仁   | 350,000株 |
| 東京都千代田区九段北三丁目2番4号<br>メヂカルフレンドビルニ階<br>JAIC ソーラー投資事業有限責任組合  | 250,000株 |
| 東京都三鷹市<br>神宮 浩  | 210,000株 |
| 東京都中央区銀座八丁目13番1号<br>JA 三井リース株式会社  | 150,000株 |
| 神奈川県横浜市港北区<br>槇田 武史   | 70,000株  |
| 東京都目黒区<br>藤原 勝  | 50,000株  |
| 東京都港区<br>伊藤 仁志  | 50,000株  |
| 東京都千代田区<br>原 尚美   | 20,000株  |

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

東京都品川区 萩原 聡	10,000 株
東京都目黒区 渡邊 康嗣	5,000 株
愛知県長久手市 内山 裕次	3,000 株
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目19番1号 株式会社タフロードコンサルティング	1,000 株
東京都渋谷区 吉澤 直人	1,000 株
神奈川県横浜市磯子区 樋口 博基	1,000 株

- (3) 売 出 方 法 売出価格による売出しとし、SMB C日興証券株式会社を引受人として、全株式を買取引受けさせる。  
なお、本売出株式の一部は、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- (4) 売 出 価 格 未定。上記1.における発行価格と同一とする。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は上記1.における引受価額と同一とする。
- (6) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (7) 受 渡 期 日 上記1.における受渡期日と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (9) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1.の新株式発行を中止する場合は、本株式売出しも中止する。

### 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 上限 685,600 株  
なお、売出株式数は上限を示したもので、需要状況等により減少する、又は本株式売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案したうえで、2021年12月14日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMB C日興証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 SMB C日興証券株式会社が、上記1.の公募による新株式発行

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

及び上記 2. の引受人の買取引受による株式売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、当社株主である H&T コーポレーション（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について売出価格により追加的に売出しを行う。

- (4) 売 出 価 格 未定。上記 1. における発行価格と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 上記 1. における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一とする。
- (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長 に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記 1. の新株式発行を中止する場合は、本株式売出しも中止する。

#### 4. 第三者割当による新株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 685,600 株
- (2) 払 込 金 額 未定。上記 1. における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、下記(4)に記載の割当価格に基づき、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 価 格 未定。上記 1. における引受価額と同一とする。
- (5) 割 当 先 及 び 割 当 株 数 S M B C 日 興 証 券 株 式 有 限 公 司 6 8 5 , 6 0 0 株  
ただし、割当価格が払込金額を下回る場合、本第三者割当による新株式発行を中止する。
- (6) 申 込 期 日 2022 年 1 月 21 日（金曜日）
- (7) 払 込 期 日 2022 年 1 月 24 日（月曜日）
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一とする。
- (9) 払込金額その他本第三者割当による新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定し、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長 に一任する。
- (10) 上記(6)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 上記 3. のオーバーアロットメントによる株式売出しを中止する場合は、本第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 5. 親引けの件

当社は、上記1.の公募による新株式発行に関し、引受人に対し、募集株式の一部を、当社が指定する販売先(親引け先)に売付けることを要請する予定です。当社が指定する販売先(親引け先)・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先(親引け先)	株式数	目的
東急不動産株式会社	上限774,000株	当社のその他の関係会社であり、その持分を維持することにより、今後も取引関係及び業務提携関係を維持・発展させていくため
リニューアブル・ジャパン従業員持株会	(取得金額195,000千円に相当する株式数を上限として要請を行う予定です)	当社グループ従業員の福利厚生のため
オリックス銀行株式会社	(取得金額100,000千円に相当する株式数を上限として要請を行う予定です)	当社と業務連携協定を締結しており、今後も関係性を維持・発展させていくため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)です。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 【ご参考】

### 1. 公募による新株式発行及び株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

募集株式の数	当社普通株式	2,600,000株
売出株式数	① 引受人の買取引受による売出し	
		当社普通株式 1,971,000株
	② オーバーアロットメントによる売出し(※)	
		当社普通株式 上限685,600株

(2) 需要の申告期間 2021年12月7日(火曜日)から  
2021年12月13日(月曜日)まで

(3) 価格決定日 2021年12月14日(火曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申込期間 2021年12月15日(水曜日)から  
2021年12月20日(月曜日)まで

(5) 払込期日 2021年12月21日(火曜日)

(6) 受渡期日 2021年12月22日(水曜日)

(注) 上記(1)に記載の募集株式及び売出株式の一部は、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。

#### (※) オーバーアロットメントによる売出し等について

公募による新株式発行(以下、「本募集」という。)及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、685,600株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われなかった場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシュエアオプション」という。)を、2022年1月19日行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から2022年1月19日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシェーオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われな  
ない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2021年12月14日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われな  
ない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシェーオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

## 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数（2021年11月17日現在）	25,812,000株
公募による新株式発行による増加株式数	2,600,000株
公募による新株式発行後の発行済株式総数	28,412,000株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	685,600株
第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数	29,097,600株

（注）上記4.の第三者割当による新株式発行の割当株式数の全株式に対しSMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

## 3. 調達資金の使途

本公募による新株式発行による手取概算額4,103,364千円及び本第三者割当増資の手取概算額上限1,086,384千円を合わせた、手取概算額合計上限5,189,748千円については、当社グループの「持続可能なエネルギーを届け、生き生きと暮らせる未来を実現します」というビジョンに則り、更なる再生可能エネルギー事業の拡大に向け、以下に充当する予定であります。

①当社が開発する太陽光発電所に対する開発資金（1案件）として、2022年12月期に2,054,000千円を充当し、当該開発資金は発電設備建設費用に充当する予定です。

②残額は2022年12月期における新規の太陽光発電所取得資金に充当する予定であります。

なお、開発資金及び取得資金は、当社の連結子会社等である合同会社に対する投融資資金として充当する場合があります。

また、上記調達資金は、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

※有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,720円）を基礎として算出した見込額であります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

#### 4. 株主への利益配分等

##### (1) 利益配分に関する基本方針

株主に対する利益還元については重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来的には、財政状態、経営成績、事業計画等を勘案しながら株主への利益還元策を決定していく方針です。

##### (2) 内部留保資金の用途

今後の事業戦略に応じて、太陽光発電所開発への新規投資資金や他の再生可能エネルギー発電所に関する事業化資金等に充当する方針であります。

##### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議ではなく、取締役会の決議によって決定します。

##### (4) 過去3期間の配当状況

	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
1株当たり当期純利益	31.90円	24.78円	24.13円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	—円 (—円)	—円 (—円)	—円 (—円)
実績配当性向	—%	—%	—%
自己資本当期純利益率	31.95%	14.87%	10.76%
純資産配当率	—%	—%	—%

- (注)
- 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
  - 自己資本当期純利益率は、当期純利益を、自己資本（期首と期末の平均）で除した数値です。
  - 1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施しておりませんので、記載しておりません
  - 2018年12月期の数値については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

#### 5. ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人である株式会社 H&T コーポレーション、売出人である Shanghai Alliance Financial Services Co., Ltd.、ヤンパン、眞邊勝仁、JA 三井リース株式会社、榎田武史、藤原勝、伊藤仁志、原尚美、萩原聡、渡邊康嗣、株式会社タフロードコンサルティング、吉澤直人、樋口博基、当社株主である東急不動産株

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

式会社、ENEOS 株式会社、株式会社あおぞら銀行、シナネン株式会社、佐野大祐、株式会社東北銀行、牧野達明、Banpu NEXT CO.,LTD.、First Eastern Asia Holdings Limited、株式会社福岡銀行、渡邊開也、齋藤靖之、久保智、中西芳比朗、池田栄進、沢辺康佑、井口聖一朗、林隆夫、安田義則、出水進、辻貴司、菱沼文孝、岸本誠之及び当社新株予約権者である桑原孝明、細渕勇雄、松尾真次、後藤親志、篠原耕一、TAN XIN、神山淳、羽田幸生、岩見秀男、今福正、小野寺裕一郎、大堀菜穂子、鈴木茂好並びにその他 37 名は、SMB C 日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して 180 日目の 2022 年 6 月 19 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

売出人である JAIC ソーラー投資事業有限責任組合、当社株主である三菱 UFJ キャピタル 5 号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売価の 1.5 倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

## 6. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い、販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 上記「4. 株主への利益配分等」における今後の利益配分にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しについて一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。